

事業番号 1 「農業用使用済プラスチック適正処理事業」

(担当課：農政課)

ひふく

ビニールハウスの被覆資材や肥料袋等の農業用プラスチックは、安定した農作物の生産に大きく役立っています。

その一方で、使用済の農業用プラスチックは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、産業廃棄物として取り扱われ、事業者（農業者）が自らの責任において適切に処理することが義務付けられていますが、毎年大量に排出されるため、その適正処理が課題となっています。



回収の様子（北会津公民館駐車場）

農業者が個々に農業用使用済プラスチックを適正に処理することは難しいことから、「会津若松市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」では、農業者に対して農業用使用済プラスチックの適正処理についての啓発を積極的に行うとともに、毎年2回（春・秋）、地区ごとに一斉回収を行い、計画的な収集・運搬・処分による適正処理を図っています。

【平成 30 年度 一斉回収実績】

◆第 1 回一斉回収

No.	回収場所	回収日	回収件数	回収量 (kg)
1	会津若松営農経済センター	6月10日	136	11,151
2	門田営農経済センター	6月10日	92	5,281
3	湊営農経済センター	6月24日	75	8,132
4	河東営農経済センター	6月24日	146	11,270
5	北会津公民館駐車場	6月19日～20日	222	35,316
合 計			671	71,150

◆第 2 回一斉回収

No.	回収場所	回収日	回収件数	回収量 (kg)
1	会津若松営農経済センター	10月21日	66	3,937
2	門田営農経済センター	10月21日	47	2,361
3	湊営農経済センター	10月27日	50	2,615
4	河東営農経済センター	10月27日	55	3,364
5	北会津公民館駐車場	11月6日～7日	174	24,453
合 計			392	36,730



事業番号 4 「公共下水道・農業集落排水・個別生活排水・浄化槽設置整備事業」

(担当課：下水道課)

1. 公共下水道事業

市では、昭和 48 年度より生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、まちづくりの根幹事業である公共下水道の整備を進めています。

昭和 47 年に基本計画を策定、翌年度より事業に着手し、下水浄化工場の建設をはじめ污水管きよの布設等の面的整備を進めています。

現在は、全体計画区域 2,718ha、事業認可区域 2,184ha の事業を行っています。

**2. 農業集落排水事業**

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理し、農業用排水及び公共用水域の水質保全や、生産性の高い農業の実現と活力のある農村社会の形成に資することを目的として、農業集落排水処理施設の整備を進めておりましたが、平成 27 年度に北会津西部地区の整備が完了し、7 処理区すべてで事業は完了しました。

◆平成 30 年度 事業別整備状況

事業名	処理区名	全体計画面積 (A)	事業認可面積 (B)	整備済面積 (C)	H30 年度実績	面積整備率 (C/A)
公共下水道事業	会津若松処理区	2,379.0ha	1,845.0ha	1,602.7ha	25.0ha	67.4%
	北会津北部処理区	123.0ha	123.0ha	123.0ha	—	100.0%
	河東処理区	216.0ha	216.0ha	205.8ha	13.8ha	95.3%
	計	2,718.0ha	2,184.0ha	1,931.5ha	38.8ha	71.1%
農業集落排水事業 (完了)	赤井地区	11.0ha	11.0ha	11.0ha	—	100.0%
	共和地区	35.0ha	35.0ha	35.0ha	—	100.0%
	界沢地区	20.0ha	20.0ha	20.0ha	—	100.0%
	宮木地区	13.0ha	13.0ha	13.0ha	—	100.0%
	上米塚地区	24.0ha	24.0ha	24.0ha	—	100.0%
	下荒井地区	135.0ha	135.0ha	135.0ha	—	100.0%
	北会津西部地区	179.4ha	179.4ha	179.4ha	—	100.0%
	計	417.4ha	417.4ha	417.4ha	—	100.0%

3. 個別生活排水事業

公共下水道の全体計画区域及び農業集落排水事業の処理区域以外の区域については、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市が浄化槽本体を各戸に設置し、維持管理する事業を進めています。

平成 30 年度設置基数 (累計)

41 (999) 基

4. 浄化槽設置整備事業

河川等の水質汚濁の主な原因が、各家庭からの生活排水にあることから、市では平成 5 年度より浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。対象となるのは、公共下水道事業の全体計画区域内で下水道の整備が概ね 7 年以上見込まれない区域となります。

平成 30 年度補助金交付件数 (累計)

24 (1,760) 件

事業番号 8 「環境放射線調査事業」

(担当課：環境生活課)

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故以降、市では、市内各地区（平成 30 年度は 235 カ所）の放射線量の詳細調査を行っています。

平成 24 年 3 月・4 月の調査では、市内の北西部に、追加的被ばく線量の推計が年間 1 ミリシーベルトとなる毎時 0.23 マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) を僅かに超える地域が見られましたが、市の放射線管理アドバイザーからは「市内はいずれの地域でも健康影響が考えられるような放射線のレベルにはない」という評価を受けました。

平成 30 年の調査においては、平均放射線量が平成 24 年当時と比較して 3 分の 1 以下であり、0.23 $\mu\text{Sv/h}$ を超える地区は、引き続き確認されませんでした。

◆放射線量詳細調査の結果

	全体の平均値	平成 24 年と比較した減少率	最大値	0.23 $\mu\text{Sv/h}$ を超える地区数
平成 24 年 3～4 月測定	0.18 $\mu\text{Sv/h}$	-	0.32 $\mu\text{Sv/h}$	31 カ所
平成 25 年 5～6 月測定	0.14 $\mu\text{Sv/h}$	22%減少	0.21 $\mu\text{Sv/h}$	0 カ所
平成 26 年 5～6 月測定	0.11 $\mu\text{Sv/h}$	39%減少	0.19 $\mu\text{Sv/h}$	0 カ所
平成 27 年 5～6 月測定	0.10 $\mu\text{Sv/h}$	44%減少	0.16 $\mu\text{Sv/h}$	0 カ所
平成 28 年 4～7 月測定	0.08 $\mu\text{Sv/h}$	56%減少	0.124 $\mu\text{Sv/h}$	0 カ所
平成 29 年 5～8 月測定	0.078 $\mu\text{Sv/h}$	57%減少	0.120 $\mu\text{Sv/h}$	0 カ所
平成 30 年 6～8 月測定	0.055 $\mu\text{Sv/h}$	69%減少	0.078 $\mu\text{Sv/h}$	0 カ所

現在も、雨どいの下や側溝など、場所によっては、局所的に線量が高い箇所もあると予想されますが、ほとんどの場合、その地点から 1 m 程度離れると、放射線量は周辺の放射線量と同程度まで下がりますので、通常の生活では健康への影響は考えられません。

市内の放射線量はホームページ等で確認できます

毎年実施している市内の放射線量の詳細調査の結果を市のホームページに掲載しています。また、市内にある放射線自動計測器(モニタリングポスト等)の測定値は原子力規制委員会のホームページで随時確認することができます。その中から 20 カ所の値を市のホームページや市政だよりで毎月公表しています。

～ひとくちメモ～

放射線の種類やエネルギーの大きさは放射性物質によって異なり、人体が受ける影響もまたそれぞれに異なります。このため、放射線が人体へ及ぼす影響は、放射性物質の量（ベクレル）の大きさを比較するのではなく、放射線の種類やエネルギーの大きさ、放射線を受ける身体の部位なども考慮した数値（シーベルト）で比較します。

■ シーベルト (Sv) とベクレル (Bq) の違い

○シーベルト (Sv) ……放射線が人体に当たったときの影響の大きさを表す単位

○ベクレル (Bq) ……放射線の強さ（放射性物質の量）を表す単位